

広島県選挙管理委員会告示第二十四号

令和五年四月九日執行の広島県議会議員一般選挙並びにこれと同時に執行する広島市長選挙及び広島市議会議員一般選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百二十二条の規定に基づき、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行わない場合の開票の順序を、次のとおり定める。

令和五年三月三十一日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

投票の順序

- 一 広島県議会議員一般選挙
- 二 広島市議会議員一般選挙
- 三 広島市長選挙

開票の順序

- 一 広島市長選挙
- 二 広島県議会議員一般選挙
- 三 広島市議会議員一般選挙